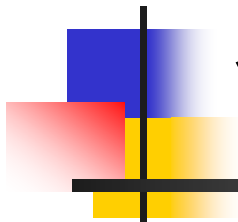


議題資料



# 和歌山県地域防災計画 令和5年度修正(案)について

---

令和6年2月5日(月)  
和歌山県防災会議

# 主な修正項目

## ◆国の基本計画の反映

- ① 個別避難計画の取組支援 .....p1
- ② 災害派遣福祉チーム(DWAT) .....p2

## ◆県の施策の反映

- ③ 令和5年6月発生 of 梅雨前線による豪雨災害に伴う見直し .....p3
- ④ 広域防災拠点の追加 .....p4
- ⑤ 災害時の道路の渋滞対策 .....p5

# ① 個別避難計画の取組支援

## 背景

- 近年の災害において、多くの高齢者や障害者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされた。
- 令和5年5月、国の防災基本計画が修正され、各都道府県による市町村の個別避難計画の作成状況等の把握・未作成市町村に対する事例提示などの取組支援が明記されたことを受け、県地域防災計画に同趣旨を反映。

## 概要

- 本県では、避難行動要支援者のうち優先度※の高い方について、法改正後5年間での全部作成を目指し、個別避難計画作成工程表を作成済み(県独自)。  
※地域におけるハザードの状況、対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度など
- 全市町村の福祉部局及び防災部局を対象に、個別避難計画の作成状況や作成方針を確認するとともに、各市町村の個別課題に対する助言を実施中。

## 今後の予定

- 個別避難計画作成工程表の進捗管理を引き続き実施。
- 全市町村の福祉部局及び防災部局に対し、県内外の取組事例を共有するなど、避難行動要支援者のうち優先度の高い方について早期計画作成を働きかける。

## ② 災害派遣福祉チーム(DWAT)

### 背景

○東日本大震災において、一般避難所等における要配慮者に対し、必要な福祉の支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が発生。避難所等における福祉ニーズへの対応力不足が課題。



○平成30年5月、厚生労働省が「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を発出。各都道府県にDWATの構築が求められる。

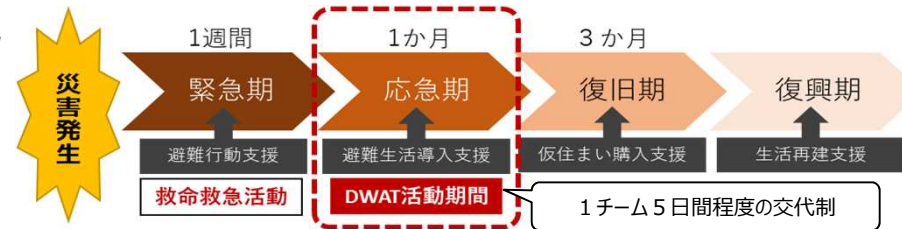
○令和3年5月、国の防災基本計画において、都道府県が整備に努めるべきものとして、DWATを位置付け。

### 概要

大規模災害の発生時に避難所等において、高齢者、障害児・者、妊産婦、乳幼児など、**特別の配慮を必要とする方の支援を行う福祉の専門職等**で編成されるチーム(1チームあたり4~6名程度)を令和5年度中に立ち上げ

○活動内容: 要配慮者のスクリーニング、アセスメント、日常生活上の支援、福祉ニーズの把握、環境整備などの福祉的支援を実施

○活動期間: 右図のとおり



### 今後の予定

○協定締結済みの県内福祉関係団体に対し、チーム員募集(募集期間: 令和5年12月~令和6年1月末)

○チーム員登録時研修(令和6年3月(予定)) ⇒ 研修修了後、チーム員として正式登録

→基本計画編、地震・津波災害対策計画編『避難行動要支援者対策計画』『避難計画』に記載  
(基本計画編P121、P251)(福祉保健部)

### ③ 令和5年6月発生 of 梅雨前線による 豪雨災害に伴う見直し

#### 背景

- 令和5年6月の台風第2号の影響による豪雨では、本県に初めて線状降水帯が発生し、短期間に集中して激しい雨が降ったことにより、水害や地滑りなどの災害を引き起こした。
- 予測困難な線状降水帯による豪雨には、これまでの備えとは異なる対応が求められるため、当時の災害対応に係る課題を抽出し検証を行った。
- 和歌山地方気象台が災害発生の危険性が高まったと判断したときに、気象台、県、市町村がオンラインで、常時、気象に関する情報、災害情報を共有するとともに、避難情報発令の必要性を協議する体制を構築済み。  
(令和5年4月～)

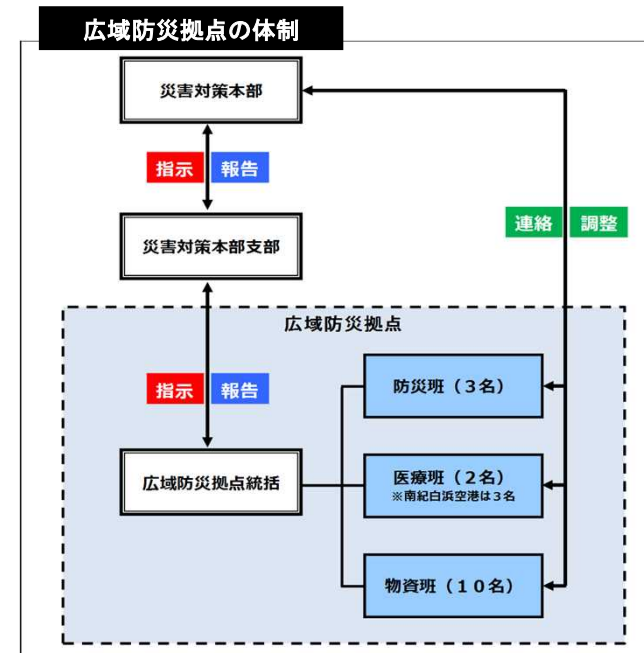
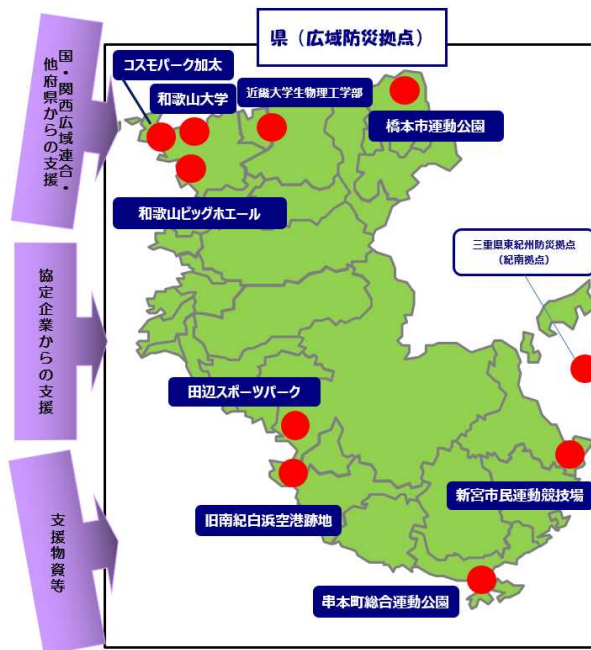
#### 検証項目

1. 職員の防災体制等措置要領に係る**防災体制基準の見直し**
  - <主な課題>
    - 線状降水帯に対応した防災体制を設定していない
  - <対応>
    - 「線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ」、「顕著な大雨に関する気象情報(線状降水帯)」を防災体制の発令基準とする見直しの実施(令和6年度から)
2. **災害対策本部設置基準の見直し**
  - <主な課題>
    - 現行では職員全員参集となっており、柔軟な運用が難しい
  - <対応>
    - 災害対策本部の機動性を高め、被害情報の収集や迅速な意思決定を図るため、早期に災害対策本部設置を可能とするよう現行の職員の防災体制等措置要領に基づく配備体制2号を災害対策本部とする「本部設置基準」の見直しを実施(令和6年度から)

## ④ 広域防災拠点の追加

### 概要

- 広域防災拠点とは大規模災害発生時に広域応援部隊など大規模な支援部隊の集結場所や宿营地、全国からの支援物資の集積場所、災害医療活動などを行うために、県が設置・運営する拠点。
- 大規模災害発生時における広域応援部隊の受け入れ場所となるベースキャンプ用地確保のため、令和5年2月に国立大学法人和歌山大学、近畿大学生物理工学部と広域防災拠点としての施設及び土地の使用に係る覚書を締結。
- 広域防災拠点を追加することで、大規模かつ広域的な災害において、広域応援部隊が広範囲かつ長期に展開することが可能となり、人命救助、道路啓開などの災害応急活動を支える体制が向上。



→ 基本計画編、地震・津波災害対策計画編『防災拠点施設活用計画』に記載（基本計画P379）（危機管理局）

## ⑤ 災害時の道路の渋滞対策

### ● 「和歌山県災害時交通マネジメント検討会」

大規模災害発生後、道路の通行止めや渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等が情報を共有し渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行う。

#### 背景

- 近年、気候変動による異常気象が多く発生し、自然災害が激甚化、頻発化。
- 大規模災害後の復旧活動、経済活動及び日常生活に対する混乱の影響を最小限に留めるために、各道路管理者や警察等が情報を共有し、円滑な人流、物流を確保する必要がある。

#### 概要

##### ○検討事項

本検討会は以下の項目について、検討を行う。

- (1) 交通量渋滞状況の把握
- (2) 通行止め区間の迂回ルートの調整
- (3) 情報提供手段
- (4) 渋滞対策としての総合的なソフト・ハード対策等の検討
- (5) その他、本検討会の目的達成に必要な事項

##### ○事務局

本検討会の事務局は近畿地方整備局が事務局を担う。県の県土整備部は必要に応じて本検討会の設置を要請し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策の検討を行う。